

## ◆ 特別法人事業税の計算

特別法人事業税の課税標準は、標準税率により計算された法人事業税の所得割額及び収入割額であり、これを「基準法人所得割額」及び「基準法人収入割額」といいます。  
 特別法人事業税は、この「基準法人所得割額」及び「基準法人収入割額」に次の税率を乗じて計算します。

※ 基準法人所得割額及び基準法人収入割額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条例の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、それらの適用を受ける前の額によります。

### ● 特別法人事業税の税率

区 分		課税標準	税率			
			令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分	令和2年4月1日以後 に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度分	
①	所得金額課税法人	普通法人等	基準法人所得割額			37.0%
		特別法人	基準法人所得割額			34.5%
②	収入金額課税法人	ア 下以外の法人	基準法人収入割額			30.0%
		イ 電気供給業 (小売電気事業、発電事業、特定卸供給事業)	-	基準法人収入割額		40.0%
		ウ 特定ガス供給事業	-	基準法人収入割額		62.5%
③	外形標準課税法人	基準法人所得割額	基準法人所得割額			260.0%

- ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人（ガス中小事業者を除く。）については令和4年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からは資本金又は出資金の額の区分に応じ①又は③の税率が適用されます。
- ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人（ガス中小事業者に限る。）については平成30年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、平成30年4月1日以後に開始する事業年度からは資本金又は出資金の額の区分に応じ①又は③の税率が適用されています。

<法人事業税の計算式>

$$\text{所得金額又は収入金額} \times \text{税率} = \text{所得割額又は収入割額}$$



<特別法人事業税の計算式>

$$\text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額} \times \text{税率} = \text{特別法人事業税}$$

## ◆ 申告納付の方法

特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と併せて県税事務所に申告納付することとなります。